

# 宮城県公報

行 政 部  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

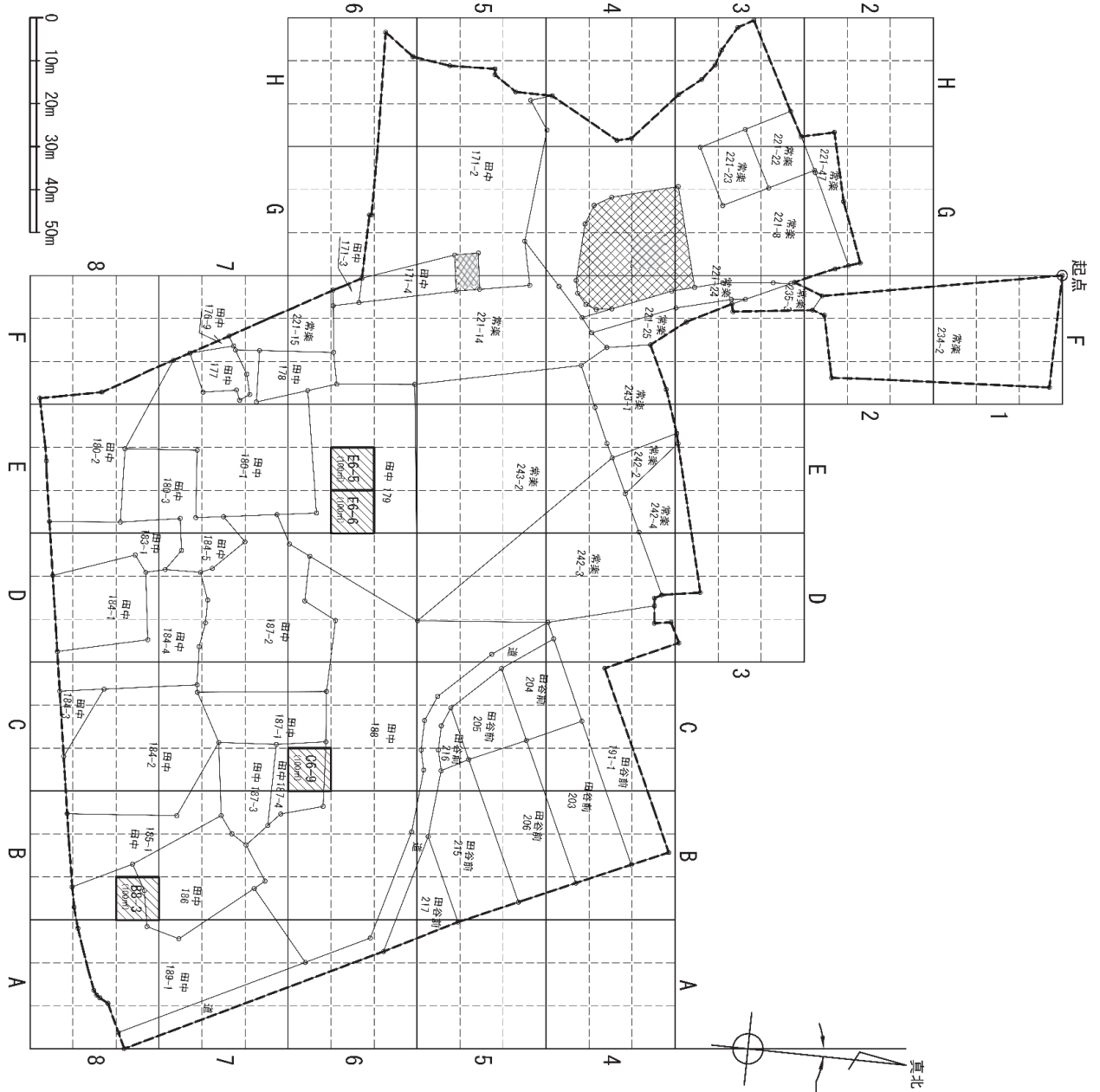
## 目 次

○形質変更時要届出区域の指定	一	(環境対策課)
○形質変更時要届出区域の指定の解除	三	(同)
○農用地利用配分計画の認可	五	(農業振興課)
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	五	(農村整備課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	五	(森林整備課)
○公有水面埋立てのしゅん功認可(二件)	六	(河川課)
○土地改良事業計画変更の認可	七	(大河原地方振興事務所)
○土地改良事業計画変更の認可	七	(仙台地方振興事務所)
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	七	(東部地方振興事務所)
○開発行為に関する工事の完了(五件)	八	(建築宅地課)
○企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程の一部を改正する管理規程	九	
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示	九	
○人事委員会規則二一八(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の一部を改正する規則	九	
○人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	九	

ページ

## 告 示

- 人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 一〇
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示 一〇
- 監査委員
- 定期監査結果に対する措置の公表 一〇
- 収用委員会
- 一般国道百十三号福岡蔵本2号事件公示送達 一六
- 正 誤
- 宮城県公報令和三年号外第九号(令和三年三月二十六日付け)中 一六
- 宮城県公報令和三年号外第一四号(令和三年三月三十一日付け)中 一六
- 宮城県公報令和三年号外第二一号(令和三年三月三十一日付け)中 一七
- 宮城県告示第六百三十二号
- 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。
- 令和三年八月二十日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 形質変更時要届出区域
- 気仙沼市田中百七十九番、百八十六番、百八十七番四、百八十八番、百八十九番一の一部とし、次の図のとおりとする。







<起点>

起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度>  $5^{\circ} 55' 31''$

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として左回りに回転させた角度を示す。

凡例

-  : 形質変更所要届出区域
-  : 敷地境界
-  : 筆の境界線
-  : 調査の対象とならない区域 (事業と関わりのない土地)

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して  
いない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

○宮城県告示第六百三十三号

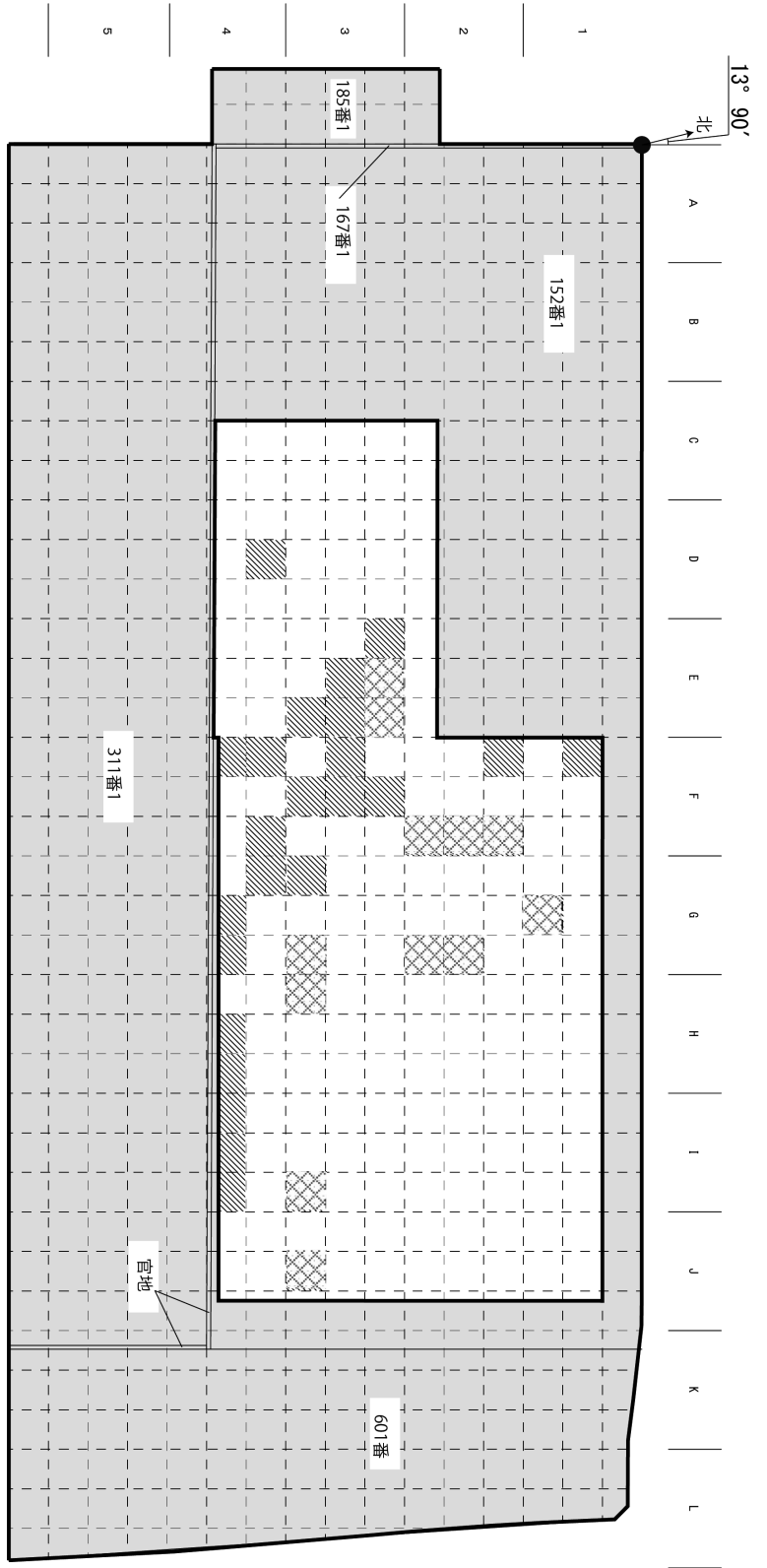
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要  
届出区域の一部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和三年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

一 大崎市古川中里六丁目百五十二番一の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

- : 起点
- - - : 単位区画
- : 筆の境界線
- : 敷地境界
- : 調査の対象とならない区域(土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の規定等による。)
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ▩ : 指定を解除する区域

<起点>

起点は、大崎市古川中里六丁目167番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 13° 90'

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して  
 いなかった特定有害物質の種類

シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害  
 物質の種類

カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びそ  
 の化合物

四 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

○宮城県告示第六百三十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、  
 農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和三年八月二十日

○宮城県告示第六百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事  
 業七ヶ浜地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に  
 より関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八  
 十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を  
 することができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定めら  
 れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地  
 計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
 換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年八月二十三日から令和三年九月二十一日まで

三 縦覧場所

七ヶ浜町役場

○宮城県告示第六百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安  
 林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
 名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林  
 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和三年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和三年八月十一日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

石巻市

三 埋立区域

1 位置

石巻市渡波字屋敷浜六番二に隣接する公有水面

2 区域

次に掲げる(イ)点から(シ)点までを順次結んだ線及び(イ)点から(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東経一四一度二四分一八秒

の地点

(イ)点 北緯三八度二四分五一秒九七一〇東経一四一度二四分一六秒一八二八の地点

(ロ)点 北緯三八度二四分五二秒〇三〇九東経一四一度二四分一六秒一六三三の地点

(ハ)点 北緯三八度二四分五二秒七八九九東経一四一度二四分一五秒八二六八の地点

(ニ)点 北緯三八度二四分五二秒八〇八〇東経一四一度二四分一五秒七九九〇の地点

(ホ)点 北緯三八度二四分五二秒八五二四東経一四一度二四分一六秒六六三八の地点

(ヘ)点 北緯三八度二四分五二秒八八八〇東経一四一度二四分一七秒〇七七九の地点

(ト)点 北緯三八度二四分五二秒九九三二東経一四一度二四分一七秒八九三四の地点

(チ)点 北緯三八度二四分五三秒一一四六東経一四一度二四分一八秒六六四六の地点

(リ)点 北緯三八度二四分五三秒三七〇九東経一四一度二四分二〇秒二九二六の地点

(ヌ)点 北緯三八度二四分五二秒九五七九東経一四一度二四分一九秒九七三四の地点

(ル)点 北緯三八度二四分五二秒三四七一東経一四一度二四分一九秒七八六二の地点

(ヲ)点 北緯三八度二四分五二秒二一八二東経一四一度二四分一九秒六四四六の地点

(ワ)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇八東経一四一度二四分一八秒八四一九の地点

(カ)点 北緯三八度二四分五二秒〇三八六東経一四一度二四分一八秒〇〇九一の地点

(キ)点 北緯三八度二四分五二秒九七三二東経一四一度二四分一七秒一八八九の地点

(ク)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇二四東経一四一度二四分一六秒七六六九の地点

(ケ)点 北緯三八度二四分五二秒九八四二東経一四一度二四分一六秒三五九三の地点

(注) 座標は、世界測地系による。

3 面積

二九〇九・五一平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成三十一年三月二十日

宮城県（河）指令第五十二号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

石巻市

○宮城県告示第六百三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和三年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和三年八月十一日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

石巻市

三 埋立区域

1 位置

石巻市渡波字屋敷浜六番二に隣接する公有水面

2 区域

次に掲げる(イ)点から(イ)点までを順次結んだ線及び(イ)点から(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東経一四一度二四分一八秒

の地点

(イ)点 北緯三八度二四分五一秒九七一〇東経一四一度二四分一六秒一八二八の地点

(ロ)点 北緯三八度二四分五一秒九八四二東経一四一度二四分一六秒三五九三の地点

(ヲ)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇二四東経一四一度二四分一六秒七六六九の地点

- (3)点 北緯三八度二四分五一秒九七三一東經一四一度二四分一七秒一八八九の地点
  - (4)点 北緯三八度二四分五二秒〇三八六東經一四一度二四分一八秒〇〇九一の地点
  - (5)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇八東經一四一度二四分一八秒八四一九の地点
  - (6)点 北緯三八度二四分五二秒二一八二東經一四一度二四分一九秒六四四六の地点
  - (7)点 北緯三八度二四分五二秒九一五三東經一四一度二四分一九秒三九九一の地点
  - (a)点 北緯三八度二四分五二秒六五七六東經一四一度二四分一八秒〇五〇九の地点
  - (b)点 北緯三八度二四分五二秒四七四七東經一四一度二四分一七秒一五六一の地点
  - (c)点 北緯三八度二四分五二秒三〇八一東經一四一度二四分一六秒八八〇二の地点
  - (d)点 北緯三八度二四分五二秒二〇七東經一四一度二四分一六秒九五四七の地点
  - (e)点 北緯三八度二四分五二秒一〇八一東經一四一度二四分一六秒八八〇二の地点
  - (f)点 北緯三八度二四分五二秒三四三八東經一四一度二四分一六秒三八七一の地点
- (注) 座標は、世界測地系による。

3 面積

九四七・二六平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成三十一年三月二十日

五 宮城県(河) 指令第五十三号

公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

石巻市

○宮城県告示第六百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八條第一項の規定により、川崎町土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画の変更を令和三年八月六日認可した。

令和三年八月二十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 齋 藤 巖

○宮城県告示第六百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八條第一項の規定により、富谷北部土地改良区が行う土地改良事業(維持管理)計画の変更を令和三年八月十一日認可した。

令和三年八月二十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 富 田 政 則

○宮城県告示第六百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十七項の規定により、登米吉田土地改良区の役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年八月二十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小 林 一 裕

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和三年八月八日	加藤 惣吉	登米市登米町大字日根牛峯畑百三十八番地	理事
令和三年八月八日	島 陰輝夫	登米市米山町字桜岡大又二百八十九番地六	理事
令和三年八月八日	熊谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事
令和三年八月八日	新田 一久	登米市米山町字善王寺森ノ腰百八番地	理事
令和三年八月八日	佐藤 善見	登米市米山町字桜岡畑崎七番地五	理事
令和三年八月八日	浅井 啓基	登米市米山町字蔵川五十番地	理事
令和三年八月八日	高橋 金也	登米市登米町寺池洪江四十六番地	理事
令和三年八月八日	渡辺 幸之	登米市登米町寺池鉄砲町七十三番地	理事
令和三年八月八日	後藤 則彦	登米市登米町小島木戸崎四十五番地	理事
令和三年八月八日	櫻井 利光	登米市米山町字桜岡山下九十二番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和三年八月七日	加藤 惣吉	登米市登米町大字日根牛峯畑百三十八番地	理事
令和三年八月七日	島 陰輝夫	登米市米山町字桜岡大又二百八十九番地六	理事
令和三年八月七日	熊谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事

公 告

令和三年八月七日	新田 一久	登米市米山町字善王寺森ノ腰百八番地	理事
令和三年八月七日	須藤 國実	登米市登米町小島西針田七十五番地	理事
令和三年八月七日	佐藤 善見	登米市米山町字桜岡畑崎七番地五	理事
令和三年八月七日	浅井 啓基	登米市米山町字地藏川五十番地	理事
令和三年八月七日	高橋 金也	登米市登米町寺池洪江四十六番地	理事
令和三年八月七日	及川 孝男	登米市米山町字桜岡下古土手九十九番地	理事
令和三年八月七日	渡辺 幸之	登米市登米町寺池鉄砲町七十三番地	理事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年八月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 名取市田高字原四番十の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

山形市南原町一丁目二十二番十四号 ムーンリ  
 ジェール 一〇三号  
 渡辺 光

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年八月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 名取市植松四丁目五百八十六番二、五百三十七番三、五百三十七番二、五百三十七番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市杜せきのした一丁目四番六号

株式会社フィールドワン

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年八月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市南宮字庚申二百二十八番の一部、二百二十九番二、二百三十番、二百三十一番、二百九十五番一、二百九十八番、二百九十九番、三百番、三百一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社ホットハウス

仙台市青葉区本町一丁目五番三十一号

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年八月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県利府町澤乙字館ヶ沢十一番一、十四番、五十三番一、五十六番二、六十八番、十四番地先の水の一部、五十三番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

学校法人 東北外語学園

仙台市青葉区五橋二丁目一番十三号

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年八月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大衡村大衡字沢田二十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区泉中央三丁目三十四番地の七 セン  
 トレアカマVII-101



企 業 局

高橋 達弥

○宮城県企業局管理規程第十四号

企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年八月二十日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程の一部を改正する管理規程(平成十七年宮城県企業局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

企業局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する管理規程

本則中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改め、「法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む))をいう。又は」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この管理規程は、令和三年九月一日から施行する。

○宮城県企業局告示第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示(平成十七年宮城県企業局告示第二号)を廃止する告示を次のように定める。

令和三年八月二十日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則二一八(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則二一八―二

人事委員会規則二一八(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十七年宮城県条例第二十八号)に基づき、人事委員会規則二一八(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改め、「法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む))をいう。又は」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則八一五―四十五

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則  
人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年宮城県条例第七号)に基づき、人

事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

（令和三年における第二十二條第一項第二十四号に規定する特別休暇の特例）

7 令和三年における第二十二條第一項第二十四号に規定する特別休暇について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に関する業務等やむを得ない理由により、当該職員が期間内にこの特別休暇を取得できないと任命権者が認める場合には、同号中「九月」とあるのは「十月」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則八一六―四十二

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

（令和三年における第二十二條第一項第二十四号に規定する特別休暇の特例）

7 令和三年における第二十二條第一項第二十四号に規定する特別休暇について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に関する業務等やむを得ない理由により、当該職員が期間内にこの特別休暇を取得できないと任命権者が認める場合には、同号中「九月」とあるのは「十月」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示第五号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四條第一項の規定に基づく告示を廃止する告示を次のように定める。

令和三年八月二十日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四條第一項の規定に基づく告示を廃止する告示

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四條第一項の規定に基づく告示（平成十七年五月二日宮城県人事委員会告示第六号）は、廃止する。

附則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199條第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年8月20日

1	監査委員の報告日	令和3年3月26日	宮城県監査委員	本木忠一
2	通知のあった日	令和3年5月28日	宮城県監査委員	太田裕郎
3	監査委員の報告内容及び措置の内容		宮城県監査委員	成田由加里
4	監査委員の報告の内容		宮城県監査委員	吉田計

(1) 管財課

監査委員の報告の内容 公有財産の取得手続きにおいて、不適切な事務処理が認められたので、今後再発しないよう

報 告 書 要 約

に対策を講じられたい。

(内容)

名取支援学校のスクールバス待機場用として取得した土地について、土地取得の登録を行っているなかったもの。また、地権者と土地売買契約を締結し、登記を行ったのち、教育庁に公有財産管理換を行っているなかったもの。

・件数 1件

・価額 39,424,674円

ロ 措置の内容

財産の取得に関する事務処理フローに沿ったチェック表を作成し、事務処理の漏れを防止することとした。

当該チェック表に基づき、管財課で他部局から依頼を受け公有財産を取得した際には、速やかに公有財産台帳登録及び管理換を行うこととする。

(2) 管財課

イ 監査委員の報告の内容

財産現在高明細書において、不適切な事務管理が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

各所属から管財課への公有財産の取得報告書等の提出遅れや、管財課等に工事を執行委任した場合の所属への引継目録書の提供の遅れなどにより、取得した財産が財産現在高明細書へ適切に反映されていないもの。

ロ 措置の内容

各所属に対し、令和2年度分の取得報告・異動報告を4月上旬まで提出する旨を令和3年3月17日付けで全庁に通知している。

なお、令和2年度と同様、令和3年度も年度内に公有財産の取得(異動)があった場合は取得・異動時期に応じた期限内に公有財産取得報告・異動報告を提出する旨、令和3年10月に通知する予定である。

また、工事を執行委任し、完成が年度末であるため引継目録書の提供が遅れる場合については、引継目録書提供前に仮登録後に価格を修正する等、適切な方策について検討し、令和3年度中に適用する。

なお、令和5年度に稼働する基幹業務システムにおいて、公有財産台帳と固定資産台帳が連動した場合、台帳価格の修正による減価償却等への影響が懸念されることから、今後関係課と

調整しながら対応を検討していく。

(3) 仙台南県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 107,945,959円

過年度分 193,570,207円

合 計 301,516,166円

・平成30年度収入未済額

現年度分 113,344,837円

過年度分 194,359,382円

合 計 307,704,219円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画(平成31年3月策定)、令和2年度県税事務運営及び令和2年度県税事務実施計画に基づき、収入未済額の縮減と税収確保に努めた。

個人県民税については、仙台南住民税徴収確保対策会議や徴収担当職員研修を開催し、管内2市2町との連携強化を図るとともに、徴収スキルの向上に努めた。

また、当所職員を市町職員に兼任発令したほか、県税還付金の情報提供などにより、各市町の実情に応じた徴収支援対策を行い、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、適切な時期の催告や納税指導員の訪宅による納税勧奨を実施するとともに、財産調査の早期着手、預貯金や給与等を主体とした差押を行うなど、効果的な滞納整理に努めた。

(4) 仙台中央県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 589,025,667円

報 告 書

<p>過年度分 664,034,191円 合 計 1,253,059,858円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 466,898,595円 過年度分 729,840,562円 合 計 1,196,739,157円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>県税滞納額縮減対策3か年計画（平成31年3月策定）、令和2年度県税事務運営及び令和2年度県税事務実施計画に基づき、納期内納税を広報するとともに、滞納が発生した場合には早期の折衝・財産調査を行ったほか、納税力があるにも関わらず滞納している者に対しては、換価・取立が容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押（計202件）を行うなど、組織的・集中的に滞納整理を行った（換価・取立 計150件、5513千円）。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった納税者に対しては、徴収猶予の特例などの徴収緩和制度を適切に適用した。</p> <p>さらに、収入未済額の多くを占める個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市との間で住民税徴収対策会議を開催し情報共有を図ったほか、県税還付金の情報提供（計4,476件）、車両保有状況調査支援（計35件）を行うなど、徴収支援対策に取り組み、徴収の確保と収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>今後とも仙台市と連携強化を図るとともに、これまでの対策を一層強化し収入未済額の縮減に努める。</p> <p>(5) 仙台北県事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 167,549,020円 過年度分 146,794,618円 合 計 314,343,638円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 138,255,982円</p>	<p>過年度分 141,495,278円 合 計 279,751,260円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成31年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「令和2年度県税事務運営」及び「令和2年度事務実施計画」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と徴収確保に努めた。個人県民税については、職員の併任を受けて管内市町村と協働で滞納整理等を行う実働組織である「チームT.O.T.O」の活動として55件の滞納整理を実施し、滞納額の一層の縮減に努めた。そのほか、自動車税等の還付金の差押23件や共同催告299件、研修会の開催など市町村支援のための各種事業に積極的に取り組んだ。</p> <p>個人県民税以外の税目については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により訪宅や預金調査などに制約を受けながらも可能な限り早期に実施するとともに、差押を中心とした滞納処分を徹底し、収入の確保と収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>一方、担税力がなく、差押可能財産もない納税者には、処分停止等を行うなど適切な債権管理に努めた。</p> <p>また、コロナ禍における経済状況の悪化が顕著なケースでは、個々の事情に応じて特例の徴収猶予や換価の猶予制度を案内するなど、生活困窮者などへの配慮に努めた。</p> <p>(6) 東部県事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 101,804,884円 過年度分 147,750,047円 合 計 249,554,931円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 103,410,335円 過年度分 161,540,573円 合 計 264,950,908円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>収入未済額の縮減は事務所の重要課題であり、毎年「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び</p>
--	--

報 告 書

「県税事務運営」を基準に事務所の「県税滞納額縮減対策目標・事業計画」を策定し、縮減目標の達成に向けて徴収に取り組んでいる。

個人県民税については、市町の徴収努力により年々着実に縮減が図られており、事務所による徴収対策としては、市町職員の滞納整理技法の向上支援として、市町が必要とするテーマでの滞納処分研修会の開催や事務所と市町連名による共同催告、市町税滞納額に充当するための県税還付金の差押支援等を毎年継続して実施している。

個人県民税以外の一般税目については、計画的に財産調査を行い、催告により自主納付を促すも反応・納付がない滞納者に対しては、比較的換価の容易な預貯金、生命保険等の債権を中心とした差押を積極的に実施するとともに、各種調査の結果により担保力を見極め、資力のない滞納者に対しては、地方税法に基づき納税の緩和措置（徴収の猶予及び滞納処分の停止）を講じるなど、個々の状況に応じた滞納整理を実施している。特に新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な納税者に対しては、納税の緩和措置を適用するなど、納税者の置かれた状況に配慮した適切な対応を行っている。

また、2月と3月は滞納繰越分、4月と5月は現年度分を対象に事務所独自の集中滞納整理強化月間を設定し、マリハリのある滞納整理に取り組んでいる。

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 34,343,107円

過年度分 69,816,421円

合 計 104,159,528円

・平成30年度収入未済額

現年度分 35,783,598円

過年度分 79,215,621円

合 計 114,999,219円

ロ 措置の内容

個人県民税については、収入未済額の縮減に向けた登米市との情報・意見交換等による連携強化を図るとともに、宮城一斉滞納整理強化月間では、登米市との連名による共同催告を実施

した。さらに、東部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議を開催し、徴収技法の向上を図る滞納処分研修会を実施した。このほか、県税還付金差押支援の実施など登米市に対する支援に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、分納誓約等の進行管理の徹底、大口滞納者等の事案検討を適時実施し、滞納整理方針を明確にした。滞納整理に当たっては、滞納者の財産調査を実施(456件)し、預貯金・給与・生命保険等の債権を主体に差押及び取立を行った。財産調査の結果、資力のない滞納者については、滞納処分の停止を適用するなど適切な債権管理に努めた。

(8) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

社会保険料において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

・件数 2件

・金額 1,598,275円

・延滞金 12,200円

ロ 措置の内容

本事業は、令和元年12月分及び令和2年3月分の社会保険料について、年金事務所からの請求額と当所納付予定額とに相違があったことから、その内容の精査に時間を要し、結果、令和2年5月に遅延して支払ったことにより、生じたものである。

当該延滞金については、年金事務所が発行する納入告知書に従い納付した。

本事業については、適期に行われるべき事務に対する進行管理の不徹底により生じたものであること及び県に不要な支払金が生じたことを重く受け止め、改めて担当及び管理側において、会計処理カレンダーを活用した進行管理の徹底を行い、再発防止を図っている。

(9) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

再任用職員に係る社会保険料について、払出が行われていないもの。

・件数 20件

・未払出額 169,562円

ロ 措置の内容

本事案は、当所における再任用職員に係る社会保険料の必要手続きを過年度から失念していたことにより、歳入歳出外現金に滞留金が生じたものである。

年金事務所に対する未手続きの処理は完了し、当所と年金事務所との間における手続きは完了している。

今後、令和3年度上半期終了までに、過年度に係る関係職員の適正な社会保険料を確認の上、還付を行うことにより歳入歳出外現金の払出しを完了させるものとしている。

本事案については、適期に行われるべき事務に対する進行管理の不徹底により生じ、かつ、随時の事後確認不足により問題が複雑化したことから、改めて、担当及び管理側において、会計処理カレンダーを活用した進行管理の徹底により再発防止を図るとともに、定期的に歳入歳出外現金の残額チェックを行い、再発防止を図っている。

(10) 気仙沼保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

過誤返納金（生活保護費返還金）において、不適切な取扱いがあったので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

平成30年度に発生した被保護者の死亡による保護費の返還金について、債務者である相続人が相続放棄を行ったことにより債権が存在しないにもかかわらず、令和元年度に調定を行ったもの。

・件数 1件

・調定額 72,310円

ロ 措置の内容

発生原因は、債権が既に存在していないにもかかわらず、事務処理の遅れと相続人が相続放棄をしても債権は残るものとの誤った認識により調定を行ったことによるものである。

当案件は、令和3年3月22日付けで72,310円を減額する変更調定決議を行った。

今後は、改めて、事務処理の際の根拠法令を確認し、適切な事務処理と再発防止に努めていく。

(11) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅敷金及び駐車場保証金の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

1 歳入歳出外現金で管理している保有金額と帳簿残高の不一致が認められたもの。

・県営住宅敷金

保有額 485,623,422円

帳簿残高 483,160,120円

差額 2,463,302円

・駐車場保証金

保有額 51,524,360円

帳簿残高 49,137,900円

差額 2,386,460円

2 県営住宅敷金及び駐車場保証金の管理について、それぞれの保有金額と実際の入居者数及び使用者数との確認を行っていないかったもの。

ロ 措置の内容

1 敷金等について、返還請求権の対象となる平成27年度から令和元年度までの5年間分を調査したところ、差額が同額のまま推移しており、受入れ、払出し事務が適正に行われていることが確認できた。

2 入居者及び駐車場使用者に係る令和2年度末の預り金帳簿残高と請書等の紙書類との突き合わせを行い、保有金額との差額を確認して当該差額を歳入歳出外現金から雑入等に振替処理を行う。

なお、今後の毎月の受入れ、払出しについては、件数と金額の確認に加え、個別名簿との照合を行うとともに、毎年度末には預り金帳簿残高と保有金額を照合し、複数人での多重チェックによる組織的な業務点検を行う。

(12) 仙台上木事務所

イ 監査委員の報告の内容

公有財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

平成31年4月1日に調定すべき電柱敷地使用料について、令和2年1月6日に調定したものの。

・件数 2件

・金額 4,500円

報 告 書

ロ 措置の内容

本事案は、担当者の事務処理の失念、職場内のスケジュール管理及び相互チェック体制の不徹底による、複数年の公有財産使用許可に係る使用料の測定遅延である。

許可初年度以降は、その年度の使用料を年度当初に測定する事務処理のみとなるため、再発防止策として、当該事務処理を失念しないよう引継ぎを徹底することとした。

また、当該事務処理を管理職及び班員全員のスケジュール（職員ポータル）に登録して、職員間で情報を共有し相互チェックを徹底するとともに、職場会議等での注意喚起や相談・報告しやすい職場環境づくりを行い、再発防止に努める。

(13) 東部土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

河川敷土地占用料に係る延滞金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じらねたい。

(内容)

平成30年度分の延滞金について、河川敷土地占用料の収入遅延に対し督促を行わなかったことにより、徴収ができなかったもの。

・件数 1件

・測定金額 44,710円

・延滞金額 1,300円

ロ 措置の内容

発生原因として、分割納付に関する知識の欠如、財務総合管理システムへの入力誤り、完納後の延滞金の期間計算誤り、チェック体制の不備が判明したことから、再発防止策として、担当者が変わっても情報が確実に引き継がれるよう、分割納付・測定に係る根拠法令や通知等、計算方法、財務総合管理システムのハードコピー等を整理し、後任の担当者への引継事項としたほか、延滞金計算書について、分割事例にも対応するよう様式を改めた。

また、決裁ルートにおいて、関係法令等の確認を十分行うとともに、起案書には、納入状況や延滞金計算書だけでなく、督促に係る情報（督促日及び指定納入期限）も添付してチェックすることとした。

(14) 高校教育課

イ 監査委員の報告の内容

物品調達事務において、不適切な処理が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

令和元年東日本台風で被災した物品のうち、高校教育課で執行すべきものについて、各学校で執行するよう指導した。さらに、高校教育課で調達すべき物品に係る予算について、各学校に令達を行い執行させたもの。

・件数 4件

・金額 17,224,900円

ロ 措置の内容

当該事案は、主務課担当者が、令和元年東日本台風で被災した物品は全て災害時の特例として、全て各学校で随意契約による調達が可能であると思い込み、決裁を経ず各学校に対し回答を行ったことにより発生していることから、重要な指示を学校に行う際には必ず決裁を経ること、及び令達時点における班長及び管理職員の確認を徹底していく。

また、日常的な学校への指示についても班で共有することとしており、担当者以外知らない状態をつくらないように心がけていく。

(15) 松島高等学校

イ 監査委員の報告の内容

寄附物品において、引き継ぎ寄附受納手続が適切に行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

県内企業からの寄附物品について、寄附受納手続を行っていないものがあった。また、備品登録すべきところを行っていないものがあった。

・物品 AEDトリーナー一式、VR関連機器一式

・価格 199,584円

ロ 措置の内容

財務規則に基づき、速やかに寄附受納の事務手続き及び財務システムによる備品登録を令和3年1月18日に行い、県有財産として適切に管理している。

また、再発防止策として、事務室全員による物品管理の制度研修を実施するとともに、学校全体で会計事務の情報共有に努め、内部統制をしっかりと行っていく。

(16) 伊具高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託料において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

人的警備業務について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 270,600円

措置の内容  
支出担当者が支出命令決裁後において、出納員に回議しないままメールに綴じ込んだため、支出命令確認が漏れ支払遅延となったものである。

支出担当者及び出納員に対し、財務システムの画面上に事務処理が未確認と表示された場合は、処理状況を必ず確認することを徹底した。  
再発防止策として、定期的に事務室長と支出担当者それぞれが、財務システム上で審査未了となっている決議の有無について、複数の眼で確認を行うことを徹底していく。

(7) 加美農業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

法令に根拠のない金銭の徴収が認められたので、今后再発しないように対策を講じられたい。(内容)

寄附を受納して果有の施設となった百周年記念会館(合宿所)について、条例に定めのない使用料を学校独自に徴収し管理していたもの。

- ・件数 97件
- ・金額 829,500円

・違反する法令 地方自治法第228条第1項

ロ 措置の内容

百周年記念会館において、部活動等の合宿を行った場合、徴収の内規を定め、使用料を徴収してきた。

不適切な取扱であることを認識した後、令和元年度徴収していた分は各自に返金し、以後、徴収の内規を廃止し現在まで徴収実績はない。

残金の処理については、返金対象者の特定が困難であることから、主務課と協議し、県の歳入とする方向で調整することとした。

(8) 石巻工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

著しく事務の適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、適正な対策を講じられたい。(内容)

学校で管理していた、活動実績がなく休眠状態の団体の通帳について、権利関係を整理せずに団体の元会計担当者へ引き渡したものの。

- ・団体名 宮城県石巻工業高等学校後援三八会
- ・平成元年度末残金 2017,200円

ロ 措置の内容

今後について、関係機関と協議・連絡調整を図りながら、休眠状態にある団体に働きかけて、団体が総会を開催し、役員等の選任を行うための適切な支援を行っていく。団体の今後の運営の在り方については、役員等の選任後、改めて団体と協議を行う。

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第11号

一般国道113号福岡蔵本2号事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。  
令和3年8月20日  
宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

令和3年8月11日付け宮収号外通知文

令和3年8月6日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

丹野丹宮 住所及び常居所不明

ただし、判明した最後の本籍地 北海道常呂郡訓子府町字開成番外地

(七) 吉見キミヨの相続人 住所及び常居所不明

### 正 誤

○宮城県公報令和三年号外第九号(令和三年三月二十六日付け) 中

ページ

段

行

正

ページ

段

行

正

後ろか  
ら九

人事委員会告示第一号

人事委員会告示第四号

○宮城県公報令和三年号外第一四号(令和三年三月三十一日付け) 中

ページ

段

行

正

誤



三四—上—五—「おいて同じ。」  
—「に同じ。」—  
中

○宮城県公報令和三年号外第二一号（令和三年三月三十一日付け）  
正 誤

ページ	段	行
一一	下	後ろから一四
一一	上	後ろから二
		人事委員会告示第二号
		人事委員会告示第三号
		人事委員会告示第四号
		人事委員会告示第五号
		人事委員会告示第六号
		人事委員会告示第七号